

第3章 免許状更新講習の受講

1 免許状更新講習の開設者（免許法第9条の3第1項、更新講習規則第1条）

免許状更新講習は、主に大学が開設する。

（免許状更新講習を開設できる者）

- （1）大学・大学共同利用機関
- （2）指定教育養成機関
- （3）都道府県・政令指定都市・中核市教育委員会
- （4）文部科学省が指定する法人（独立行政法人、公益法人など）

2 受講手続

免許状更新講習の受講については、大学等の開設者へ各自が直接申し込む。

その際、受講申込書の中で、各学校長等から受講対象者であることの証明を受ける必要がある。

3 受講対象者の証明

受講対象者であることの証明を行う者は、次のとおり想定される。

受 講 対 象 者 の 区 分			証 明 者
教育職員・教育の職	教育職員（免許法第9条の3第3項第1号） …主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師（常勤及び非常勤）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭	市町立学校	校長（園長） ※校長は、市町教育委員会
		県立学校	校長
		国立学校	校長（園長）
		私立学校	校長（園長）
	校長（園長）、副校長（副園長）、 教頭（分校長含む。）、 実習助教諭、実習助手、 （主任）寄宿舎指導員、 学校栄養職員 （更新講習規則第9条第1項第1号）	愛媛県教育委員会	愛媛県教育委員会 所属長
		市町教育委員会	市町教育委員会 所属長
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に 準ずる者として免許管理者が定める者 （更新講習規則第9条第1項第3号）	知事部局	知事部局 所属長
		市町	市町 所属長
		学校法人	理事長
		独立行政法人	独立行政法人 所属長
	その他文部科学大臣が定める者 ※調査官、視学官 （更新講習規則第9条第1項第4号）		その者の任命権者・雇用者

教員採用内定者・ 教員採用内定者に準ずる者	1 教員勤務経験者 (更新講習規則第9条第2項第1号) 2 教育職員となることが見込まれる者 (教員採用内定者、臨時任用リスト登載者等) (更新講習規則第9条第2項第3号)	市町立学校(幼稚園を除く。) ※市町採用予定者を除く。	愛媛県教育委員会 教育事務所長
		公立幼稚園 市町立学校(市町採用予定者のみ)	市町教育委員会
		県立学校	愛媛県教育委員会 高校教育課長
		国立学校	大学長
		私立学校	理事長
	認定こども園(幼保連携型を除く。)、認可保育所又は幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育所に勤務する保育士 (更新講習規則第9条第2項第2号)		当該施設の設置者

4 免許状更新講習の内容(更新講習規則第4条)

免許状更新講習は、次の事項をそれぞれ受講し、あわせて30時間以上となる必要がある。

- ① 必修領域 (6時間以上)
- ② 選択必修領域 (6時間以上)
- ③ 選択領域 (18時間以上)

更新講習は30時間以上の課程を1講座とする場合以外に、課程の一部で1講座(6時間を1講座、12時間を1講座等)とする場合がある。複数の講座を選択し、必要な30時間以上を受講することも可能である。

修了認定はそれぞれの講座ごとに行われる。

5 更新講習を修了した場合

定められた30時間以上の更新講習を受講し、修了認定のための試験に合格した場合には、大学等から「免許状更新講習修了証明書」が発行される。

また、複数の講座により30時間以上を受講した場合は、講座ごとに「免許状更新講習履修証明書」が発行される。

「免許状更新講習修了証明書」又は30時間以上の「免許状更新講習履修証明書」のセットを発行された後は、免許管理者へ免許状更新等の手続を行う必要がある。